六五の一二	関税定率法施行令第四十九条（製造用原料品に関する規定の準用）において準用する同令第七条第一項の規定による書面の提出又は同令第四十九条において準用する同令第十一条の二の規定による届出書の提出
六五の一三	関税定率法施行令第五十三条の四第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る控除の手続等）の規定による申請書の提出及び貨物製造報告書の添付
六五の一四	関税定率法施行令第五十四条第二項（輸出貨物の製造用原料品に係る控除の手続等）の規定による申請書の提出及び貨物製造報告書の添付
六五の一五	関税定率法施行令第五十四条の三第一項（内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十一条（課税済内貨原材料による製品の輸出に係る免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六五の一六	関税定率法施行令第五十四条の九（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条第一項（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付等の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六五の一七	関税定率法施行令第五十四条の十（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の三第一項（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付の手続等についての規定の準用）において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六五の一八	関税定率法施行令第五十四条の十一において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の三第二項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

別表第六号中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令」を「輸徴法施行令」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六六の二	関税定率法施行令第五十四条の十六（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十六条の七第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

別表第六七号中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令」を「輸徴法施行令」に、「同令第二十六条の四」を「輸徴法施行令第二十六条の四」に改め、「含む。）」の下に「又は関税定率法施行令第五十四条の十七において準用する同令第五十四条の十六の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十六条の八において準用する輸徴法施行令第二十六条の七第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」を加える。

別表第六八号中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、「届出」の下に「、同条第一項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税定率法施行令第五十六条第三項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十七条第一項において準用する同令第五十六条第一項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十八条の三において準用する同令第五十六条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」を加える。

別表第六九号中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、「届出」の下に「、同令第五十六条の三において準用する同令第五十六条第一項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十八条の三第一項において準用する輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税定率法施行令第五十六条の三において準用する同令第五十六条第三項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十八条の三第一項において準用する輸徴法施行令第二十七条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」を加える。

別表第七〇号中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、「届出」の下に「、同令第五十六条の四において準用する同令第五十六条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税定率法施行令第五十六条の四において準用する同令第五十六条第三項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十八条の三第一項において準用する輸徴法施行令第二十七条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」を加える。

別表第七〇号の二中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、「届出」の下に「、同令第五十六条の四において準用する同令第五十六条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税定率法施行令第五十六条の四において準用する同令第五十六条第三項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十八条の三第一項において準用する輸徴法施行令第二十七条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」を加える。

七〇の二	関税定率法施行令第五十八条第一項（軽減税率の適用についての手続）の規定による書面の提出
七〇の三	関税定率法施行令第六十九条（小売用の容器入りのものにすることの証明の手続）の規定による書面の提出

別表第七一号の次に次の一号を加える。

七一の二	関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第八条第一項（航空機部分品等の免税手続）の規定による書面の提出

別表第七二号中「（昭和三十五年政令第六十九号）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

七二の二	関税暫定措置法施行令第二十三条第一項（加工又は組立てに係る製品の減税の手続）の規定による明細書の添付

別表第七三号の次に次の一号を加える。

七三の二	関税暫定措置法施行令第三十五条第一項（軽減税率等の適用についての手続等）の規定による書面の提出又は同条第六項、第八項、第十三項若しくは第十五項の規定による報告書の提出

別表第八〇号中「第五十一条第一項又は第三項」を「第五十一条各項」に改める。

別表第八六号中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八六の二	国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による請求（税関長に対するものに限る。）

別表第九〇号中「次号において」を「以下」に、「第四条（免税コンテナー等の用途外使用の制限）」を「第四条（免税コンテナー等の用途外使用の制限）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九〇の二	コンテナー特例法第五条第二項（用途外使用等の場合の輸入税の徴収）において準用する関税定率法第十三条第七項ただし書の規定による承認の申請

別表第九一号の次に次の二号を加える。

九一の二	コンテナー特例法第十四条第一項（コンテナーの承認手続）の規定による申請書の提出
九一の三	コンテナー特例法第十五条第二項（設計型式により承認されたコンテナーへの条約等の適用等）において準用するコンテナー特例法第十四条第一項の規定による申請書の提出

別表第九二号中「次号において」を「以下」に改め、同号の次に次の二号を加える。

九二の二	コンテナー特例法施行令第三条（コンテナー修理用部分品の輸入の手続）の規定による書面の提出
九二の三	コンテナー特例法施行令第七条（亡失等の場合の関税定率法施行令の準用）において準用する関税定率法施行令第十一条第一項（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続）の規定による届出書の提出又はコンテナー特例法施行令第七条において準用する関税定率法施行令第十一条第三項の規定による申請書の提出

別表第九五号の次に次の六号を加える。

九六	通関業法第二十四条（試験科目の一部免除）の規定による免除の申請
九七	通関業法第三十条（省令への委任）の規定による通関士試験の受験の手続
九八	通関業法第三十一条第一項（確認）の規定による届出
九九	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第五条第一項ただし書（入出港手続の免除）の規定による関税法第十五条第三項に規定する入港届の提出（同条第一項に規定する出港届の提出（公用船に係るものに限る。）又は地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出（公用船に係るものに限る。）を含む。）及び同法第十七条第一項に規定する積荷に関するものを含む。）又は地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出（公用船に係るものに限る。）